

**目 次**

| ◇ 告 示 | ページ |
|-------|-----|
|-------|-----|

- |                          |     |
|--------------------------|-----|
| ○ 道路の区域変更（2件）【建設局総務部管理課】 | 521 |
|--------------------------|-----|

|       |  |
|-------|--|
| ◇ 公 告 |  |
|-------|--|

- |                                      |     |
|--------------------------------------|-----|
| ○ 大規模小売店舗の変更事項の届出【産業経済局地域産業振興部商業振興課】 | 523 |
| ○ 特定調達契約の締結【総務企画局情報政策室】              | 525 |

|         |  |
|---------|--|
| ◇ 上下水道局 |  |
|---------|--|

- |  |     |
|--|-----|
| ○ 公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理の開始（3件）【上下水道局下水道部下水道整備課】 | 526 |
|--|-----|

北九州市告示第57号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成25年3月14日

北九州市長 北橋健治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

| 整理番号 | 路線名        | 変更<br>前後<br>の別 | 区域変更の区間   | 幅員<br>(m)  | 延長<br>(m) |
|------|------------|----------------|---|------------|-----------|
| 2138 | 下城野<br>6号線 | 前              | 北九州市小倉南区下城野<br>三丁目1376番14から<br>北九州市小倉南区下城野<br>三丁目1368番2まで | 5.4<br>8.0 | 167.0     |
|      |            | 後              | 北九州市小倉南区下城野<br>三丁目1376番14から<br>北九州市小倉南区下城野<br>三丁目1368番2まで | 6.5<br>8.0 | 167.0     |

## 北九州市告示第58号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成25年3月14日

北九州市長 北橋健治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

| 整理番号 | 路線名             | 変更前後の別 | 区域変更の区間  | 幅員(m)           | 延長(m) |
|------|-----------------|--------|--|-----------------|-------|
| 3604 | 乙丸2<br>44号<br>線 | 前      | 北九州市若松区大字乙丸<br>525番地先から<br>北九州市若松区大字乙丸<br>540番地先まで | 4.6<br>(<br>6.0 | 25.4  |
|      |                 | 後      | 北九州市若松区大字乙丸<br>525番地先から<br>北九州市若松区大字乙丸<br>540番地先まで | 4.0<br>(<br>5.9 | 25.4  |

## 北九州市公告第167号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成25年3月14日

北九州市長 北橋健治

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）コストコホールセール北九州倉庫店

北九州市八幡西区本城学研台一丁目

### 2 大規模小売店舗を設置する者

コストコホールセールジャパン株式会社

神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目1番4号

代表取締役 ケン・テリオ

### 3 変更する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

#### （1）変更前

出入口4箇所

#### （2）変更後

出入口6箇所

### 4 変更する年月日

平成25年3月11日

### 5 変更する理由

地元要望に対応するため

### 6 届出年月日

平成25年3月8日

### 7 縦覧場所

#### （1）北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号

北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課

#### （2）北九州市八幡西区筒井町15番1号（平成25年5月7日以後は北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号）

北九州市八幡西区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成25年3月14日から同年7月16日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成25年7月16日までに北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあってはその代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第168号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に規定する特定調達契約を締結したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成25年3月14日

北九州市長 北橋健治

1 特定役務の名称及び数量

平成24年度現行業務システム保守運用のためのシステム基盤リソース等  
増強作業 一式

2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地

北九州市総務企画局情報政策室

北九州市小倉北区大手町1番1号

3 契約の相手方を決定した日

平成25年3月1日

4 契約の相手方の名称及び住所

株式会社日立製作所九州支社

福岡市早良区百道浜二丁目1番1号

5 契約金額

3,150万円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

政令第10条第1項第2号に該当するため

## 北九州市上下水道局告示第3号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理を開始する。

その関係図面は、告示の日から供用開始及び処理開始の日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道整備課及び北九州市小倉南区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月14日

北九州市上下水道局長 吉田一彦

### 1 供用開始及び処理開始の年月日

平成25年3月31日

### 2 下水を排除及び処理すべき区域

| 下水排除及び下水処理の区域   |  |
|-----------------|--|
| 北九州市小倉南区大字市丸の一部 |  |
| 〃 〃 上石田二丁目の一部   |  |
| 〃 〃 曽根北町の一部     |  |
| 〃 〃 沼緑町の一部      |  |

### 3 排水施設の位置

| 排水施設の位置                               | 合流式又は分流式の別 |
|---------------------------------------|------------|
| 北九州市小倉南区大字市丸内、上石田二丁目内、曾根北町内及び沼緑町内の各一部 | 分流式        |

### 4 終末処理場の位置及び名称

北九州市小倉北区西港町96番3号

北九州市日明浄化センター

北九州市小倉南区中吉田二丁目10番1号

北九州市曾根浄化センター

## 北九州市上下水道局告示第4号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理を開始する。

その関係図面は、告示の日から供用開始及び処理開始の日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道整備課及び北九州市若松区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月14日

北九州市上下水道局長 吉田一彦

### 1 供用開始及び処理開始の年月日

平成25年3月31日

### 2 下水を排除及び処理すべき区域

| 下水排除及び下水処理の区域     |
|-------------------|
| 北九州市若松区青葉台西一丁目の一部 |
| " " 大字小竹の一部       |
| " " 韶町二丁目の一部      |

### 3 排水施設の位置

| 排水施設の位置                           | 合流式又は分流式の別 |
|-----------------------------------|------------|
| 北九州市若松区青葉台西一丁目内、大字小竹内及び韶町二丁目内の各一部 | 分流式        |

### 4 終末処理場の位置及び名称

北九州市若松区大字安瀬64番地の15

北九州市北湊浄化センター

## 北九州市上下水道局告示第5号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理を開始する。

その関係図面は、告示の日から供用開始及び処理開始の日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道整備課及び北九州市八幡西区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月14日

北九州市上下水道局長 吉田一彦

1 供用開始及び処理開始の年月日

平成25年3月31日

2 下水を排除及び処理すべき区域

| 下水排除及び下水処理の区域   |
|-----------------|
| 北九州市八幡西区大字則松の一部 |
| " " 大字本城の一部     |
| " " 大平一丁目の一部    |
| " " 上上津役四丁目の一部  |
| " " 下畠町の一部      |
| " " 馬場山緑の一部     |

3 排水施設の位置

| 排水施設の位置   | 合流式又は分流式の別 |
|---|------------|
| 北九州市八幡西区大字則松内、大字本城内、大平一丁目内、上上津役四丁目内、下畠町内及び馬場山緑内の各一部 | 分流式        |

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市八幡西区夕原町1番1号

北九州市皇后崎浄化センター